

小布施町起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化と雇用の促進を図り、もって活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、町内で新たに事業を実施しようとする者に対し、その起業に必要な経費の一部を予算の範囲内において小布施町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 小売、サービス業で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業を除く事業。
- (2) 起業 次のいずれかに該当するもの。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 事業を営んでいない個人が、親族或いは第3者が営む事業を継承する場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において補助事業年度内に起業を予定している者であって、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 町内に在住しているか、補助事業年度内に町内に在住できる者
- (2) 小布施町新規創業支援審査会の承認を得た事業をもって起業を行う者
- (3) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けている又は申請年度内に受けようとしている者
- (4) フランチャイズ方式等による画一的な営業を行うものでないこと
- (5) 小布施町又は前住所地の市町村に市町村税等（国民健康保険税・介護保険料・保育料・上下水道料などを含む。）の滞納の無い者
- (6) 小布施町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない者
- (7) 起業により、地域経済の活性化を図り、小布施町のイメージアップ及びにぎわい創出等に取り組む者
- (8) 起業にあたって、他の制度による補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費および補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率・期間
(1) 店舗新築・増改築工事費（建物又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く） (2) 設備費 (3) 開業に伴う広告宣伝費 (4) 設備備品等の賃借料 (5) 備品購入費 (6) その他、起業にあたって必要と認められる経費	左に掲げる対象経費合計額の3分の1以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付の条件）

第5条 次の各号に掲げる事項を補助金交付の条件とする。

- (1) 2年以上継続して事業を実施すること
- (2) 前条に掲げる経費のうち、店舗新築・増改築工事費補助については、店舗を新築するまたは外観を大幅に改築する場合は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成17年条例17号）第15条の規定による住まいづくり相談所の相談を受けること
- (3) 小布施町景観計画に設けられた方針に基づき、景観形成に配慮し事業を推進すること
- (4) 積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする
- (5) 小布施町商工会に加盟すること

（新規創業支援審査会）

第6条 第3条第1項第2号に掲げる起業を予定する者が計画した事業内容の承認を行うため、小布施町新規創業支援審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、小布施町商工会、町職員及び町長が必要と認める者により組織し、5名以内をもって組織する。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 審査会は、必要に応じ町長が招集する。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する補助金交付申請書に添付する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 店舗の位置図
 - (2) 店舗の写真（施工前）

- (3) 補助事業に係る仕様書・図面及び見積書
 - (4) 補助事業に係る収支予算書
 - (5) 起業計画書及び小布施町商工会の意見書
 - (6) 店舗に係る賃貸借契約書の写し
 - (7) 町税の納付確認に関する同意書又は町転入前に居住していた市区町村が発行する納税証明書
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、小布施町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更申請)

第9条 申請者が申請内容を変更しようとするときは、速やかに小布施町起業支援事業変更（中止・廃止・完了期限延長）承認申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後、速やかに小布施町起業支援事業実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

2 前項に規定する実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (3) 店舗の写真（施工後）
- (4) 町内在住予定者にあつては小布施町に転入した記載のある住民票
- (5) 商工会入会届の写し（小布施町商工会の受領印が押印されたもの）
- (6) 許可証等の写し（許可等を有する業種のみ）
- (7) 開業届出書控えの写し（個人事業主）
- (8) 法人設立届出書控えの写し等起業したことが確認できる書類（法人）
- (9) その他参考となる資料

3 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があつたときは、小布施町起業支援事業補助金の額を確定し、その旨申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに小布

施町起業支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- （3）補助事業の完了後2年未満で事業を中止または廃止若しくは町外へ移転したとき
- （4）その他町長が必要と認めたとき

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。